

クナシリ・メナシの戦いについて(11)

はじめに

今回も、新井田孫三郎が記した「寛政蝦夷乱取調日記」から、同じく寛政元年(1789)7月23日の記録から見て行きます。また、この日の明け方に騒ぎがあり、取り調べたところ、シヤマニ長人の仕業と判りましたが、乱も片付き味方でもあったので、内内で厳しく叱るに留めました。

23日東風雨天大風

「酋長共」が申すには、昨日仰せられました「趣」、有難き「仕合」に存じ奉ります。そこで、誰も申し出る者が無く、度々騒々しかった事について、お詫び申し上げます。今後はイトコエ・シヨング・ツキノエ、其の外の人共や祖母一統で陣屋を取り巻き致す事の仰せ付けを守りますので、「めなし夷共」をはじめ、たとえ「如何様の儀」が出て来ましても、少しも御苦労を

として米や多葉粉を遣わした、と記されています。

お掛けしないことについての「御印」として、「鹿抹」ながら一品宛て、通詞共まで差し出すと記され、手印(約束の証として相手に差し出す品)として「タンネツフ(飾太刀)」などの刀類を、「あつけし」のイトコトエほか7人が7振り、「のつかまら」の「シヨングアイヌ」ほか6人が6振り、「くなしり」のツキノエほか6人が6振りの19人が19振りを差し出して、受け取った、と記されています。

また、3人の長人と祖母を合わせ4人を呼び出し、申し渡した事は、これまで「辛勞の勤方、甚神妙の至り」であるので、今後の繁栄のため、「ヘラウトミカムイ(緞形)・アイヌの人にとって最も重要な祈祷の道具」を3人の長人に、祖母へは「シャモシエモシホ(短刀)」「振りを下された。他に番人共を助けたホロヤほか5人に宛てて、「褒美」

24日東風雨大荒

「討取候夷塚、太さ一尺(約30cm)、四方二間(約3.6m)角を、四面赤く、四角黒く」塗った物を、「圓右衛門、文感奉行」として「のつかまら崎四方より」見渡せるところに立てました。

25日北風大風大嵐

あわせ、両人の「子供共」を名代(代理)として召し連れ、城下において「御褒美」等も戴くについては、其外に召し連れる長人共を書付の通り申付けたところ、畏れ奉ってございます。

26日北風大嵐

しかし、「あつけしイトコエ」をはじめ祖母も申付けたところ、ずいぶん畏れ奉っていました。請けることについては、「あつけし」についてから申し上げるとのことです。

夜中、長人が入れ替わり本陣に詰め、召し連れる長人も夜回りをし、土中(さむらい)は何れも具足(鎧と兜)をし、夜中寝ずに居りました。

しからはこの末は、少しでも「不所存」の者があつたならば、直々に城下に出て来られ、訴えてもらえば、夷人にも痛みが出ず、番人共も「善悪」が判り、物事が大事に及ばぬ内に「御取調」を仰せ付けられることになるので、今後はそう心得てください。このことについて「一統ウタシ共」まで申し渡しておくように。

今日にも天気次第で帰帆の積荷について皆々に伝え支度を致しました。「夷共」は一刻も早く送り出したい様子に見えました。

以上の事は「得と」申し渡すべきところですが、御用が多く取り込んでいるので控えます。くれぐれもこのことをしっかりと守るよう申し渡したところ、有難き仕合せ御請しますとのことでした。

今日は雨が晴れましたが、風と波が荒いので出船は成り難く、見合す。

3人の「長人共」に、何事も「腹感(隠し事)」「無く相談し治めるよう」と、これまた申し渡しました。

「イトコトエ、シヨング、ツキノエ」の3人を呼び出し、申し渡した事は、此度の騒動は夷の「不所存」とは申しながら、支配人・番人が常々とした宜しからずこと故、「止むを得ず」起きた「趣」にも存じられません。

この度、両人(シヨング・ツキノエ)の子供等が、「御目見得」に上られる事については、道中共に「我女子供同然」に心付けますので、「安堵」されるようにと申し聞かせたところ、有難き事ですと申しました。